

外務員資格試験制度の改革と課題について

坂下 晃

1 はじめに

日本証券業協会（以下「日証協」という）は、これまで一般受験者に開放していた二種外務員資格試験（以下「二種試験」という）に加え、一種外務員資格試験（以下「一種試験」という）を二〇一二年一月一六日以降一般に開放することとした。あわせてこれまで一種試験の受験資格を二種試験合格者としていた制限を外し、二種試験合格者でなくても直接受験することが出来ることとした。

日証協が発行する外務員資格試験用テキストの「外務員必携」には、はしがきに「金融商品取引業者及び登録金融機関は、金融資本市場の仲介者として投資者と市場をつなぐパイプ役として非常に重要な役割を担っており、その社会的使命は重大です。したがって、金融商品取引業者等に従事する外務員には、金融商品に関する豊富な専門知識のみならず、高い法令遵守意識や職業倫理をもって業務に当る姿勢が求められます。このため、日証協では、外務員に対する社会からの信頼にこたえられるよう、本協会の自主規制規則に基づき、外務員の資質の適格性を確保する観点から外務員資格試験を実施しています。」と記述しており、外務員資格試験は自主規制の一環として位置づけられるとともに、外務員には適格性として金融商品に関する豊富な専門知識のみならず、高い法令遵守意識や職業倫理をもって業務に当る姿勢を求めている。

外務員資格試験制度は、一九六五年の証券取引法改正で外務員登録が制度化されたことに伴い、証券業協会

(当時は全国各地に二四の証券業協会があり、その全国組織として日本証券業協会連合会があった)が自主規制として一九六六年に導入し、合格者が外務員登録を出来るものとした。その後、一九八五年には受験者の大幅な増加や採点等の事務処理の迅速化・合理化を図るためマークシートによるコンピュータ処理が導入され、二〇〇三年には外務員登録のシステム化及びコンピュータ試験が導入されてきた。

また、受験資格は当初自主規制の観点から証券会社や特別会員としての登録金融機関の役員に限定されてきたが、二〇〇四年からは二種試験についてその限定が外され、今回は一種試験についても同様の取扱いに改正されたものである。

日証協の外務員資格試験制度には、外務員の資格として、一種(外務行為の全てを行うことが出来る)、二種(現物株式等の外務員の職務は出来るが、先物取引・オプション取引・信用取引等のリスクの高い商品に関する業務は出来ない)、信用取引外務員(二種の外務行為及び信用取引にかかる外務行為を行うことが出来る)、特別会員一種外務員⁽¹⁾、特別会員二種外務員及び特別会員四種外務員⁽²⁾がある。一般外務員資格試験は一九九〇年に一種と二種に区分された。これは、当時証券事故防止の観点から外務員の資質向上の要請があり、そのために外務員資格試験を一種試験、二種試験の二段階に区分することとされ、二種試験合格の一定期間後に一種試験を受験することが出来るとされたためである。

また、外務員資格試験以外に日証協にはコンプライアンスの資格試験として会員内部管理責任者資格試験及び特別会員内部管理責任者資格試験⁽³⁾があるが、本稿では、一種試験及び二種試験を中心として、数次の改正による試験の回数、問題数、合格率等の推移を見ることにより外務員資格試験を通じて自主規制のレベルが向上しているかを確認してみたい。また、米国FINRA⁽⁴⁾が実施している試験制度との比較も行うこととする。

2 外務員資格制度の制度化

一九六五年の証券取引法改正で外務員登録制度が制度化⁽⁵⁾され、外務員は大蔵省（当時、現在は金融庁）に備える外務員登録原簿に登録を受けなければならないこととなった。

外務員資格は東京⁽⁶⁾、大阪⁽⁷⁾、名古屋及び新潟証券業協会が実施する外務員研修（講習）を修了するか一九六六年から全国一斉に実施されるようになった外務員資格試験⁽⁸⁾により取得出来ることになった。試験の種類には、株式をはじめ全ての証券業務を行うことが出来る一般外務員資格と投資信託のみの業務を行うことが出来る投信外務員資格があった。一九六六年の導入時における一般外務員資格試験と投信外務員資格試験の概要は図表1の通りである。

3 試験のコンピュータ化

(1) マークシート方式の導入

一九八〇年代に入ると証券界への就職希望者が増大したことから一般外務員試験の事務処理が大きな負担となり、受験から合否発表まで三週間以上を要することが多くなってきた。そのため、日証協では採点等の事務処理の迅速化・合理化及び試験内容の充実を図る

図表1 1966年の導入時段階での外務員資格試験

項目	一般外務員	投信外務員
試験科目	証券取引法及び関係法令 証券業協会及び証券取引所諸規則 証券市場の基礎知識 株式会社法 金融財政の常識 証券業務（株式、債券、証券投資信託） 企業分析 証券投資計算証券税制 外交業務 （9科目）	証券取引法及び関係法令 証券業協会及び証券取引所諸規則 証券投資信託業務 外交業務 （4科目）
試験時間	2時間	1時間
合否判定基準	200点満点の6割120点以上	200点満点の6割120点以上
実施回数	年4回	年4回

（参考）第1回試験は、1966年3月6日（日）に全国43会場で5,226名が受験した。

- ため、マークシート方式によるコンピュータ化を一九八五年五月から実施した。一九八五年五月の第三三回試験の受験者は六九五六名であった。
- このコンピュータ化のメリットとして日証協は次の諸点⁽⁹⁾を上げている。
- ① 合否発表までの期間の短縮化が図れること
 - ② 試験実施回数を増加させることが出来ること
 - ③ 問題数を増加させることにより、広範囲な出題が出来ること
 - ④ 出題形式の多様化を図ることが出来ること
 - ⑤ 試験内容のレベルアップが出来ること
 - ⑥ 試験結果について各種の分析が出来るとともに、それを協会員に

図表2 マークシート化段階における一般外務員資格試験の概要

項 目	内 容
試験科目	証券取引法及び関係法令 証券投資信託法及び関係法令 協会・定款諸規則 証券取引所定款・諸規則 株式業務 債券業務 証券投資信託業務 証券投資計算 証券市場の基礎知識 株式会社概論 金融・財政の常識 財務諸表と企業分析 証券税制 外交業務 (14科目)
出題範囲	原則として日証協が受験者用テキストとして発行する「外務員必携」から出題する
出題の形式	5肢選択方式、○×方式、語句選択方式、計算問題
出題数	30問
試験時間	2時間
合否判定基準	300点満点中、7割210点以上得点した者を合格者とする
試験実施回数	原則として、年間4回
合格発表に要する日数	約7日間(旧・約20日間)
協会員に対する試験結果の通知	合格率、平均点、協会員の受験者別得点を通知する

提供することが出来ること

(2) パソコン化

マークシート方式では、試験の実施回数の増加には、試験会場⁽¹⁰⁾の手配や監督人員の手当て等の問題があり、このことは試験の実施回数を増加することの制限になった。また、一九八一年銀行法の改正、一九九二年金融制度改革法、一九九八年の金融システム改革法により銀行、保険、郵便局等が証券業務に参入してきたことから、受験者の増大、試験回数数の増加、試験会場の増加という要請が出てきた。このため日証協では二〇〇二年二月からコンピュータ試験を導入することとした。このパソコン化による最大のメリットは試験がウィークデイであれば毎日実施することが可能になったことである。同時に不合格時の受験待機期間が導入され一回目が三〇日、二回目三〇日、三回目一八〇日とされた。⁽¹¹⁾

主な改正点を上げると、図表3の通りである。

4 試験の一般への開放

受験資格は日証協の協会員である証券会社や金融機関の役職員（内定者を含む）でなければならなかったが、二〇〇四年の二種試験と二〇一二年の一種試験から一般開放が図られ誰でも受験が可能になった。一般開放をもたらしした理由としては、特定店頭デリバティブ取引が掲げられているがそれ以外にも次の通り考えられる。なお、米国では受験資格はFINRAの協会員である証券会社の役員に限られている。

図表3 パソコン化による改正点

① 出題科目		
二種試験については14科目とし、証券投資計算は株式業務、債券業務等に包含させることで除外され、代わりにコンプライアンスに関する基本的かつ重要な事項が出題範囲に加えられた(改正前に「外交業務」は「セールス業務」に変更され、新たに「付随業務」が追加されている)。		
また、一種試験については15科目とし、コンプライアンスに関する基本的かつ重要な事項が出題範囲に加えられ、2009年4月には特定店頭デリバティブが出題科目に追加された。		
区分	二種外務員資格	一種外務員資格
法令・諸規則	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法 ・投資信託及び投資法人に関する法律並びに関係法令 ・協会定款・諸規則 ・取引所定款・諸規則 (4科目)	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法 ・投資信託及び投資法人に関する法律並びに関係法令 ・協会定款・諸規則 ・取引所定款・諸規則 (4科目)
商品業務	<ul style="list-style-type: none"> ・株式業務 ・債券業務 ・投資信託及び投資法人に関する業務 ・付随業務 (4科目)	<ul style="list-style-type: none"> ・株式業務 ・債券業務 ・投資信託及び投資法人に関する業務 ・先物取引 ・オプション取引 ・特定店頭デリバティブ (6科目)
関連科目	<ul style="list-style-type: none"> ・証券市場の基礎知識 ・株式会社法概論 ・経済・金融・財政の常識 ・財務諸表と企業分析 ・証券税制 ・セールス業務 (6科目) (合計14科目)	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社法概論 ・経済・金融・財政の常識 ・財務諸表と企業分析 ・証券税制 ・セールス業務 (5科目) (合計15科目)
② 出題範囲		
原則として日証協が受験者用テキストとして発行する「外務員必携」から出題される。		原則として日証協が受験者用テキストとして発行する「外務員必携」から出題される。
③ 出題の形式		
五肢選択方式、○×方式、語句選択方式、計算問題		五肢選択方式、○×方式、語句選択方式、計算問題
④ 問題数		
100問(○×方式70問、五肢選択方式30問)		70問(○×方式50問、五肢選択方式20問)
⑤ 試験時間		
2時間40分		2時間
⑥ 試験実施回数		
原則として毎週月曜日から金曜日		原則として毎週月曜日から金曜日
⑦ 合否判定基準		
440点満点中、7割(308点)以上得点した者		300点満点中、7割(210点)以上得点した者
⑧ 受験申込方法		
従来の申込書等の提出(紙ベース)からパソコンを使用して日証協WANを利用する又は電話による方法が可能になった。		従来の申込書等の提出(紙ベース)からパソコンを使用して日証協WANを利用する又は電話による方法が可能になった。
⑨ 試験会場		
試験運営会社のプロメトリック社が全国に111会場を設置している(2012年2月現在)。		試験運営会社のプロメトリック社が全国に111会場を設置している(2012年2月現在)。

① 特定店頭デリバティブ取引

一種については、特定店頭デリバティブ取引（天候デリバティブ）等に関して二〇〇七年九月の金融商品取引法施行時に日証協諸規則が改正され、それに伴い資格試験制度を新設する方針も決定され、その具体的内容や実施時期等については日証協「外務員等資格試験制度の見直しに関するワーキング」で検討された。その結果、新たな資格制度を設けるのではなく、既存の外務員資格試験に追加することとされた。ただ、二種試験では店頭デリバティブ取引（天候デリバティブ）に関する分野を出題していないため、一種試験を一般開放することとした。

② 証券投資知識の普及・啓発

一般開放を導入するにあたって、試験の一般開放が「金融リテラシーの向上」の観点からより深く勉強したい人の受験を妨げる理由はないとしている。金融経済教育の一環になるのではないかと議論であるが、現状を見ると大学で外務員資格試験を受験したいという学生も出てきている一方で、現状では多くの学生が受験するところには至っていない。図表3を見ると最近（二〇〇六年以降）における二種試験（一般）の受験者数は一万一〇〇〇人から一万五〇〇〇人と協会の受験者の五分の程度であるが全国証券会社の従業員数が九万人台であることを考えると、金融経済教育に大きく貢献しているとは言えないが着実に進展しているといえよう。また、通常金融経済教育の展開には相当の費用を要するが、外務員資格試験の一般開放の費用対効果は高いといえよう。

図表4からは二〇〇五年度（平成一七年度）の一種試験（協会員）の受験者数が九万人台で、同じく二種試験（協会員）の受験者数が二万五〇〇〇人と受験者数が全国証券会社従業員数（二〇一一年一二月末で八万八八

○七人)に匹敵するあるいはそれ以上の規模であることから、全国証券会社就業員数との比較で見ると毎年の協会員の資格試験受験者数が多いことがわかり、パソコン化の効果が顕著である。

③ 協会員の人材確保の円滑化

従来、証券会社では大学卒業者を入社式後四月～五月にかけて商品知識、証券営業のノウハウや社内ルールの徹底について集合研修を開催しており、その一環として二種試験の取得の受験勉強も行っていった。二〇〇四年のオープン化以降、多くの証券会社では、採用内定者に四月の入社時まで二種試験を取得するように指導し、また、取得をバックアップしている。証券会社にすれば従来、入社後の集合研修において二週間程度を二種試験取得のための教育期間としていたが試験のオープン化により入社後の集合研修の効率化・短期化につながったといえる。

証券会社、金融機関に就職希望する学生にとっては、学生の段階で試験に合格することが就職活動の要件にもなってきた。

5 FINRAの外務員資格試験制度

米国における外務員資格試験制度は、一九五六年に協会員の役職

図表4 外務員資格試験受験者数、合格者数の推移

		一種外務員(協会員)			二種外務員(協会員)			二種外務員(一般)		
		受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)	受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)	受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
12年度	2000.4～2001.3	10,143	6,370	62.8	10,651	8,845	83.0	—	—	—
13年度	2001.4～2002.3	15,101	6,266	41.5	13,587	9,164	67.4	—	—	—
14年度	2002.4～2003.3	8,327	6,037	72.5	7,319	5,781	79.0	—	—	—
15年度	2003.4～2004.3	5,711	4,321	75.7	6,982	5,458	78.2	—	—	—
16年度	2004.4～2005.3	45,667	34,265	75.0	98,175	71,292	72.6	2,609	1,914	73.4
17年度	2005.4～2006.3	92,561	58,573	63.3	115,503	72,839	63.1	9,907	6,893	69.6
18年度	2006.4～2007.3	70,601	36,617	51.9	87,921	48,718	55.4	12,628	8,884	70.4
19年度	2007.4～2008.3	58,506	30,227	51.7	68,268	38,699	56.7	15,350	10,190	66.4
20年度	2008.4～2009.3	63,070	31,846	50.5	73,262	39,809	54.3	13,639	9,087	66.6
21年度	2009.4～2010.3	60,628	26,969	44.5	58,497	30,760	52.6	12,503	8,313	66.5
22年度	2010.4～2011.3	54,179	23,566	43.5	44,893	23,680	52.7	11,131	7,713	69.3

(出所) 日本証券業協会

者は全てNASDへの登録を要するとする登録代理人制度 (Registered Representative 以下「RR」という)⁽¹²⁾が確立した。登録の前提条件として一定の知識及び経験を見るため外務員資格試験制度を導入したのである。

FINRAが実施する外務員資格試験は図表5の通り三九種類になる。日証協の外務員資格制度と大きく異なるのは、種類数だけでなく「Principal」〔本人〕又は「役員」⁽¹³⁾や「Supervisor」〔監督者〕の資格がある一方で、規制の種類、取り扱う業務や商品分野で細分化し、それぞれ独立した試験が多いことである。その中で、一般証券外務員 (General Securities Representative 以下「GSR」という) は一つの試験にほとんど全てのテーマを含む試験である。FINRAが実施する外務員資格試験の代表例としてGSRを見ることとする。

RRとして外務員登録を受けるには、所属証券会社がCRD (Central Registration Depository 中央登録保管機構) に登録申請書 (Uniform Application for Securities Industry Registration) 又はフォームU4 (Form U4) を提出し、GSRの場合はシリーズ7の受験申請を行わなければならない。

試験は、プロクターシステム (PROCTOR System NASD時代はPLATO Systemであった) というコンピュータシステムを通じて行われる。シリーズ7の出題範囲は図表6の通りで、問題数は二五〇問で、一二五問ずつの二つのパートに分かれており、それぞれ試験時間は三時間、合計六時間である。各問題には四つの解答選択肢がある。試験の内容には投資勧誘、会社発行の証券、地方債証券、地方ファンド証券、オプション、直接参加プログラム、投資会社証券、変額契約を含んでおり、全ての証券の売り・買いを行う外務員に対する資格である。合格ラインは一八〇問以上の正解が求められ、合否判定基準は七二%である。合格率について最近の資料の入手は出来なかったが、一九九〇年頃は五〇%強である。

図表5 FINRAの資格試験一覧

シリーズ名	試験名	問題数	試験時間(分)	受験の前提となる試験名	料金(\$)
3	National Commodity Futures (CR)	120	150	なし	105
4	Registered Options Principal	125	180	S7又はS62をS42、S17、S37又はS38とともに	90
6	Investment Company Products/Variable Contracts Representative (IR)	100	135	なし	80
7	General Securities Representative (IR)	250	360	なし	265
9	General Securities Sales Supervisor Option Module (FINRA-SU)	55	90	S7	70
10	General Securities Sales Supervisor General Module (FINRA-SU)	145	240	S7	110
11	Assistant Representative-Order Processing (AR)	50	60	なし	70
14	Compliance Officer	110	180	なし	320
16	Supervisory Analyst (NYSE-CO) [One or two parts depending on NYSE requirement]	Each Part 50	90 Part 1 120 Part 2	なし	210
17	Limited Registered Representative (IE)	150	150	FSA Registration	70
22	Direct Participation Program Representative (DR)	100	135	なし	85
23	General Securities Principal Sales Supervisor Module (GP)	100	150	S8、S9/10、又はS12	85
24	General Securities Principal (GP)	150	210	S7、S17、S37、S38、S62、S79又はS82	105
26	Investment Company Product/Variable Contract (IP)	110	150	S6又はS7	85
27	Financial and Operations Principal (FN)	145	210	なし	105
28	Introducing Broker/Dealer Financial and Operations Principal (F1)	95	120	なし	85
30	Branch Managers Examination-Futures	50	60	なし	70
31	Futures Managed Funds Examination	45	60	なし	70
32	Limited Futures Exam-Regulations	35	45	なし	70
34	Retail Off-Exchange Forex Examination	40	60	なし	70
37	Canada Module of S7 (CD) [Option Required]	90	150	CAN Registration	160
38	Canada Module of S7 (CN) [NO Options Required]	150	75	CAN Registration	160
39	Direct Participation Program Principal (DP)	100	135	S22又はS7	80
42	Registered Option Representative (OR)	50	90	S62又はS72	65
51	Municipal Fund Securities Limited Principal (FP)	60	90	S24又はS26	145
52	Municipal Securities Representative (MR)	115	210	なし	155
53	Municipal Securities Principal (MP)	100	180	S52又はS37 (2011年11月7日までに合格の場合)	155

次ページへ続く

シリーズ名	試験名	問題数	試験時間(分)	受験の前提となる試験名	料金(\$)
55	Limited Representative-Equity Trader Examination	100	180	S7、S17、S37、S38又はS62	95
56	Proprietary Trader Examination	100	150	なし	195
62	Corporate Securities Limited Representative	115	150	なし	80
63	Uniform Securities Agent State Law Exam	60	75	なし	96
65	NASSA-Investment Advisors Law Exam (RA)	130	180	なし	135
66	NASAA-Uniform Combined State Law Exam (AG and/or RA)	100	150	S7	128
72	Government Securities Representative (RG)	100	180	なし	95
79	Limited Representative-Investment Banking	175	300	なし	265
82	Limited Representative-Private Securities Offerings (PR)	100	150	なし	80
86	Research Analyst (RS) Part 1 Analysis Module	100	240	S7、S17、S37又はS38	160
87	Research Analyst (RS) Part 2 Regulations Module	50	90	S7、S17、S37又はS38	115
99	Operations Professional	100	150	なし	125

(出所) FINRA Administered Qualification Examinations

図表6 シリーズ7の試験問題数と主な証券業務

主 な 証 券 業 務	問題の比率	問題数
F1 顧客又は見込み客を通じてのブローカー・ディーラー業務 (Seeks Business for the Broker-Dealer through Customer and Potential Customers)	27%	68
F2 顧客保有の他の証券の評価、顧客の金融資産、顧客ニーズ、金融状況、税制、投資目的 (Evaluates Customers 'Other Securities Holdings Financial Situation and Needs, Financial Status Tax Status and Investment Objectives)	11%	27
F3 顧客口座の取扱い、書換え資産、取引記録の維持 (Opens Accounts, Transfers assets, and Maintains Appropriate Account Record)	11%	27
F4 投資と適合性に合った勧誘上の情報提供 (Provides Customers with Information on Investment and Makes Suitable Recommendations)	28%	70
F5 顧客の売り買い、発注の立証とフォローアップ	23%	58
計	100%	250

(出所) FINRA General Securities Representative Qualification Examination (Series 7) Content Outline

6 国際化

日証協は、外国人の外務員資格試験受験にあたっては英語による試験⁽¹⁴⁾を実施している。米国ではFINRAが外国人の受験については辞書の貸与と試験時間の延長を認めている。グローバル化が進展している中で、各国の資格制度と相互認証の動きを日証協の協会代表者通知「『外務員資格試験制度に関する検討状況について（論点整理）』について」（日証協（資）二一第一八七号 平成二二年六月一日）から重点項目を中心に見ることとする。

（１）根拠規程と対象

外務員資格は、国により法律に根拠を有する場合と自主規制に根拠を有する場合があり、それも証券業務に従事する者を幅広く対象にする場合と投資者保護が強く求められるリテール証券業務に従事する者だけを対象にする場合がある。

（２）資格試験制度の類型

次の通り三つの類型に区分されるが、我が国では外務員として必要最低限の知識として、一般的な知識の習得が必要であることと、人事異動を考慮した場合、網羅的な資格が望ましいという観点から総合試験型の存続希望が多い（協会代表者通知における「外務員等資格試験制度の見直しに関するワーキング」アンケート結果から）。

① 総合試験型

一つの試験にほとんど全てのテーマを含む。我が国の一般外務員資格試験やFINRAのシリーズ7がこれに該当する。

② モジュール（業務選択）型

規制の種類、取り扱う業務や商品分野で細分化し、それぞれ独立した試験である。外務員が従事する職種と合格すべき試験科目を対応させる。

③ 中間型

総合試験型とモジュール型が併存する。

(3) ICSAにおける検討

ICSA (International Council of Securities Associations 国際証券業協会)⁽¹⁵⁾は、世界の外務員資格制度を標準化することは、証券取引のコスト削減及び効率化に資するものとして議論が行われている。二〇〇九年に次の三つの方向性を示した。

① 資格認定プロセスに利用される試験の内容についてスタンダード（又はガイダンス）を開発する。

② 既存のスタンダードを調和して一つのグローバルスタンダードを作る。

③ 同様な考えを持つ規制当局者との間で資格認定スタンダードの相互認証⁽¹⁶⁾を奨励する枠組みを開発する。

ワーキンググループでの検討結果、③の方向性が最も現実的との合意がなされ、当面その方向で各国の相互認証の現状についての調査活動を深化させ審議を継続することになった。

7 今後の課題

外務員資格試験が米国で導入されたいきさつに、「勧誘行為に付随して証券事故がNASD（FINRAの前身）が一九四一年の調査で、多数の営業員が自己の職責をないがしろにして、雇用主たる会員の承諾を経ないで、不正取引を頻繁に行っている事実が判明した。こうして制定されたのが公正慣習規則第三章第二七条の監督規定であり、その中で、NASD会員である証券業者に対し、自社営業員を監督する上での基本的責任を負わせることを明確にした。

しかし、勧誘行為に付随する証券事故は、その後も跡を絶たず、一九四七年、再度この問題を掘り下げるため専門委員会が設置され、定款・諸規則の検討作業が続けられた。その結果、営業員の販売監督の不行き届きをより効率的に協会が掌握するには、規制の局面を会員のところとどめずに、制裁処分まで含め個人を直接管理する必要があるとの結論に達し、NASDの権限を大幅に拡大する定款・諸規則へ改めることになった。⁽¹⁷⁾がある。この経緯により、一九五六年にRRが制度化され、その前提条件として外務員資格制度が制度化されたのである。

我が国においても、一九六五年の証券取引法改正によりそれまで届出制度があった外務員は、その活動が営業所外で行われるため、外務員の行為については、証券会社の使用人としてのものか、顧客の代理人としてのものかはつきりしない場合もあり、多くの紛争が発生した。このため、一九六五年の証券取引法の改正で、外務員は届出制から登録制に変更し、外務員の代理権を明確にすることで証券会社の責任を明確にした。外務員は、営業所外の場合で、有価証券の売買、売買の委託の勧誘等の証券業務を行う証券会社の役員又は使用人とされた。一九九八年の金融システム改革法で営業所内での営業行為についても外務員登録を要することとされた。

このように日米両国とも外務員の不祥事多発により外務員の登録制度と外務員資格制度が導入された経緯がある。それでは、この二つの制度が導入されたことにより外務員のレベルは向上したのを見ることとする。

(1) 問題数

一九六五年の外務員資格試験制度導入時は記述式の二〇問であったが、一九八五年のマークシート方式では三〇間に一五〇％増加し、二〇〇二年のパソコン化では一〇〇問と、導入時から見れば五倍になっている。問題数の増加は、出題科目全般にわたり広範囲な出題が可能になったことを意味し、資格試験制度の質的向上につながっていると考える。

(2) 合否判定基準

一九六五年の外務員資格試験制度導入時の合否判定基準は六〇％であったが、一九八五年のマークシート方式移行以降は七〇％に引き上げられて、資格試験制度の質的向上につながっていると考える。

米国のシリーズ7の合否判定基準の七二％に比べて遜色はないといえよう。

(3) 試験科目

二〇〇二年のパソコン化移行時に二種試験の証券投資計算は株式業務、債券業務等に包含させることで除外され、代わりにコンプライアンスに関する基本的かつ重要な事項が出題範囲に加えられ、新たに「付随業務」が追加されている。また、一種試験についてはコンプライアンスに関する基本的かつ重要な事項が出題範囲に加えら

れ、二〇〇九年四月には特定店頭デリバティブが出題科目に追加された。

以上の通り、基本的には一九六五年以降試験科目に大きな変更は行われていない。しかしこの間、証券市場を取り巻く状況は大きく変化しグローバル化、情報化の中で市場型金融が金融の中心に位置づけられるようになるとともに、国民の資産運用の対象として株式、債券、投資信託等の重要性は今後増大すると考えられる。その中で市場仲介者としての証券会社および外務員の資産運用における重要性は一層重要になる。また、近年金融・証券界全般に不祥事が見受けられることからすれば、日米ともに外務員資格試験が導入されたいきさつが外務員の不祥事からくる「質」の向上であったことを再確認する必要もあろう。また、外務員必携の「はしがき」にあるように外務員には、金融商品に関する豊富な専門知識のみならず、高い法令遵守意識や職業倫理を求めている。そうであれば更なる改善が要請されてもよいのではないか。とりわけコンプライアンスについては内部管理責任者に出題されているような問題やその数を増やすとともに、基本だけでなく応用にかかる出題があってもよいし、コーポレートガバナンスや企業倫理に関する出題も検討に値しよう。

(4) モジュール（業務選択）型の検討

証券市場のグローバル化は急激に進展している。金融商品の品揃えが豊富になり、市場参加者が多様化し、資産管理業務に注目が集まっている。また、証券会社や金融機関の人事制度においてもスペシャリストが重要視される方向の中で、人事管理上網羅的な総合試験型が望ましいというのはいずれ限界に達するのではなからうか。そのために、商品別、業務別等のモジュール（業務選択）型について本格的な検討を開始すべきではないだろうか。

(5) 外務員必携

一種試験ではテキスト「外務員必携」第一巻、第四巻の四冊を中心とした範囲で、二種試験ではテキスト「外務員必携」第一巻、第三巻の三冊を中心とした範囲で出題される。ただし、コンプライアンス関連で基本的重要な事項についてはテキストの内容にかかわらず出題するとされ、テキスト作成後に法令・諸規則等の変更があった場合、試験問題は一定期間後、当該新制度に基づいて出題される。そのため、テキストの他金融庁、日証協、東京証券取引所、大阪証券取引所のホームページを参照して新制度についても学習することを受験者に要請している。

テキストは一冊平均約三七〇頁の膨大なボリュームであり、第一巻は証券市場の基礎知識、金融商品取引法及び関係法令、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関係法令、証券業協会の定款・諸規則、証券取引所の定款・諸規則の法令諸規則中心とした五科目が法令諸規則の説明を中心に収録されている。第二巻は、株式業務、債券業務、投資信託及び投資法人に関する業務、付随業務、セールス業務の商品業務に関する五科目が収録されている。第三巻は株式会社法概論、経済・金融・財政の常識、財務諸表と企業分析、証券税制の関連科目四科目が収録されている。第四巻は先物取引、オプション取引、特定店頭デリバティブ取引等が収録されている。

外務員資格試験が原則として本テキストから出題されるため、テキストは間違いがないように正確な記述文章になっている。このように硬い文章にならざるを得ないのはやむをえないが、受験者からすればボリュームが多いという点に、必ずしも「分かりやすさ」を考慮して編纂されているとは言えないテキストである。そのため多くの受験者は一般の出版社が発行する受験参考書や受験問題集でポイント中心の学習をしているとも聞く。受験参考書や受験問題集でポイント中心の学習については、平易で合格に効率的というメリットはあるが法令・諸規則の

制定の趣旨や経緯という重要な部分が割愛されているというところに大きなデメリットがある。少なくともテキストと受験参考書、受験問題集の併用が受験者にとって真の外務員の姿を理解するのに必要と考える。この点からすればテキストの編纂についても一段の工夫があれば、受験者への便宜が増すとともに試験の一般への開放の理由の一つである証券投資知識の普及・啓発にも役立つのではなからうか。

8 むすびに変えて

日証協の外務員資格試験は一九六六年に開始されてから四六年が経過する。導入当時の証券市場におけるコンプライアンスの状況や自主規制に対する証券界内外の認識からすると、約半世紀の間に外務員資格試験は自主規制機能の発展・強化に大きな一端を担ってきたといえる。さらに二〇〇三年に外務員資格更新研修⁽¹⁸⁾(以下、「更新研修」という)が導入されたことにより、外務員は外務員登録後五年ごとに更新研修を受講しなければならないことになった。これにより、外務員は変化が激しい時代において法令・諸規則の改正点を再学習出来ることになった。毎年三万〜四万人の外務員登録者が更新研修を受講しており、外務員資格試験のレベルアップとの相乗効果が期待出来る。

一九六六年の導入後、マークシート化、コンピュータ化、更新研修といった改革を行う一方で、試験の一般開放を実現している。この歩みはFINRAにおける試験制度と比較しても遜色はないものといえる。

しかしながら、課題で指摘した通り今後の改善点も多くあるので、関係者による更なる努力を期待したい。米国では、資産運用業務の発展・拡大に伴いRIA(投資顧問業)⁽¹⁹⁾に対する資格試験(シリーズ65又は66)があるだけでなく、金融規制改革法(ドッド・フランクリン法)により、「多くの投資家達はRRとRIAの違いを理解し

ておらず、プロとして同じ規制が適用されるべきだ⁽²⁰⁾」としてこれまでRIAに適用されてきた受託者責任(Fiduciary Duty)がRRに対しても適用されることになる。これは、アドバイスに対するフィーは投資顧問法の適用除外を受けることは出来ない特別な報酬に該当するのではないかとみなされたためである。我が国でもいずれ投資顧問業に対する資格試験の導入も議題に上がってくると考える、それとともに、資産管理業務が進展・定着すれば、外務員に対する受託者責任(Fiduciary Duty)を外務員資格試験の試験科目や出題範囲として検討する時代も遠からず到来することになるであろう。

注

- (1) 特別会員一種外務員は、公共債、投資信託等、国債先物・オプション取引等の取扱いが出来る者
特別会員二種外務員は、公共債、投資信託等の取扱いが出来る者
特別会員四種外務員は、損保代理店等において投資信託等、天候デリバティブの取扱いが出来る者
- (2) 日証協「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第二条
- (3) 日証協「協会員の内部管理責任者等に関する規則」第四条
- (4) Financial Industry Regulatory Authority 金融取引業規制機構、二〇〇七年にNASDとNYSEの自主規制部門が統合して生まれた米国の自主規制機関
- (5) 一九六五年の証券取引法改正前は、大蔵大臣に届け出る届出制(証券会社は外務員を雇用したときは、証券業協会を経由して届け出る)であり、また従業員の氏名・生年月日・住所等を証券業協会に登録する自主規制としての登録制が並行していた。また、一九七五年以降「認定制度」として①現在管理職で、証券業務に三年以上従事、②過去に管

- 理職で、証券業務に五年以上従事、③過去に役員で証券業務に三年以上従事した者に無資格で外務員の職務を行わせることが出来たが、二〇〇四年に廃止された。
- (6) 東京証券業協会(当時、現日証協)は、一九五一年五月に旧東京証券業協会に登録する外務員は、東京有価証券講習所の講習終了者又は資格試験の合格者でなければならないとしている。中央商科短期大学証券学科卒業者にも同様に終了者の扱いにしている。
- (7) 大阪証券業協会(当時、現日証協)が一九六四年三月に制定した公正慣習規則「証券従業員に関する規則」では、協会の従業員のうち外務員として外務行為に従事させるものとして、外務員資格試験合格者と大阪証券研修所規程による新任者課程高等科もしくは外務員課程修了者としている。
- (8) 当時は、全国一斉に行われることから「全国统一外務員資格試験」といわれた。
- (9) 日証協 協会代表者宛通知 一九八五年二月二〇日
- (10) 東京、大阪等の大都市では受験会場として大学の学舎を手当する場合が多かったが、そのため、日曜日に限られ、都心部に近い会場の手当ては困難であった。
- (11) 二〇一一年一月の改正で、受験回数にかかわらず三〇日とされた。
- (12) 窪田正也「全米証券業協会の登録および資格試験の現状について」『証券業報』日本証券業協会 二八六号 四七〜四八頁 一九七四年五月
- (13) Principalは、一九六五年一〇月SECの特別調査に基づく改革の一つとして新設された(窪田四八頁)。
- (14) 一種試験、二種試験及び会員内部管理責任者資格試験について日本版の試験を英語に翻訳し、実施している。
- (15) ICSAは、国際証券市場における取引慣行及び規制の調和を図り、メンバー間の情報交換及び理解を促進し、国際

証券市場の健全な発展に寄与することを目的として一九八八年に設立された。メンバーは各国（地域）証券市場の自主規制機関及び業界団体で、一五か国（地域）一六団体、オブザーバー一か国一団体が加盟している。

- (16) 相互認証のタイプの一つ（mutual recognition）で、他には相手方の了解を得ていない場合の片務的認証（unilateral recognition）がある。ICSAのワーキンググループは片務的認証についても確認することとしている。

- (17) 窪田正也 前掲書 四八頁

- (18) FINRAの外務員資格更新研修に該当するものは、継続研修（Firm Element continuing education）であり、証券会社は毎年、証券に関する知識の向上、技術面、プロフェッショナルリズムを高めるための書面による研修を行う。

- (19) Registered Investment Adviser（独立の投資顧問業者「RIA」といわれる）

- (20) 二〇一〇年一月一日、SEC委員長メアリー・シャピロ氏の議会・金融危機調査委員会における証言。詳しくは拙稿「SEC、登録外務員（RR）に受託者責任（Fiduciary duty）を適用」「証研レポート」No. 一六六二 日本証券経済研究所大阪研究所 二〇一〇年一〇月及び拙稿「SEC、登録外務員（RR）に受託者責任（Fiduciary duty）を適用（2）」『証研レポート』No. 一六六三 日本証券経済研究所大阪研究所 二〇一〇年一二月参照

参考文献

- ・ 「外務員必携」第一巻～第四巻 日本証券業協会
- ・ 「証券業報」日本証券業協会 二八六号 一九七四年五月
- ・ 「統証券十年史」大阪証券業協会 一九六一年
- ・ 「統一〇年の歩み」日本証券業協会 一九八三年

・日証協・協会代表者通知「『外務員資格試験制度に関する検討状況について』（論点整理）」について」（日証協（資）二二第
一八七号 二〇〇九年六月一日）

・日証協ホームページ www.jsda.or.jp

・FINRA ホームページ www.finra.org

・プロメトリック社 ホームページ www.prometric-jp.com/service/index.html

（さかした あきら・客員研究員）